## SPring-8における動物実験に関するお知らせ

## 財団法人高輝度光科学研究センター 実験部門 八木 直人

SPring-8における動物実験の指針として、「SPring-8における動物実験の実施に関 する暫定指針」が制定されました。本指針は、動物実験の倫理性と安全性を確保す るための基本的な考え方を定めたものです。SPring-8におけるすべての動物実験は、 この指針に沿って行われる必要があります。

この指針に従って、動物実験委員会(委員長 植木龍夫)が設置され、具体的な 動物実験の細則を定めた「SPring-8動物実験要領」と「SPring-8動物実験心得」が制 定されました。これらには、動物実験の行える場所や、一時管理の期間、動物の搬 入の方法などが定められています。

指針によりますと、SPring-8で動物(生きた哺乳類・鳥類・爬虫類)を用いた実 験を行うには、事前に実験計画書を提出し、実験終了後には動物実験報告書を提出 する必要があります。また、動物の搬入にあたっては検収書を提出する必要があり ます。

指針が「暫定」となっているのは、現在SPring-8には動物を飼育するための設備 がないため、飼育施設を使用しない動物実験を前提として指針を定めているためで す。将来は本格的な飼育施設を設ける予定です。

現在のところ、実験動物の搬入は特定の業者からしかできず、配達日も限定され ておりますので、実験計画を作成する際にはご注意下さい。また、原則として実験 ホールのビームラインでは、生きた動物を使った実験は許可されません。動物の保 管場所は、医学利用研究施設に限られます。

動物実験の計画立案に際しては、動物実験管理者(八木 TEL:07915-8-0908、 e-mail:yagi@spring8.or.jp)まであらかじめご相談下さい。

上記については、SPring-8のホームページでも紹介しています。 http://www.spring8.or.jp/JAPANESE/user\_info/guideline/animal/index.html